# 建設工事安全衛生協議会運営規程(例)

#### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は「 建設工事安全衛生協議会」(以下、「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、労働安全衛生法第30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」に基づく協議組織であり、会員相互の協議により、本工事における統括管理の円滑な運営を図り、もって関係労働者及び関係請負人の災害防止に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

- 第3条 この規程における主要な用語、意義は次のとおりとする。
  - (1) 関係請負人とは、特定元方事業者が統括管理義務を有する工事関係企業主及び企業代表者をいう。
  - (2) 関係労働者とは、特定元方事業者及び関係請負人の使用する労働者をいう。

#### 第2章 構 成

(会員)

第4条 協議会は、統括安全衛生責任者及びすべての関係請負人を会員とする。

(代理人)

第5条 関係請負人は、協議会に参加することが著しく困難な場合、代理人を会員とすることができる。 この場合、関係請負人は当該請負人に対し、必要なすべての権限を与えなければならない。

(会員の届出)

第6条 会員は、別に定めるところにより遅滞なく作業所に入会の届出をしなければならない。

(役員)

- 第7条 協議会に次の役員を置く。
  - (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名(会員の中から互選により選出する。)

(特別会員)

第8条 協議会は、発注者及び設計監理者を本人の承諾を得て特別会員とすることができる。

#### 第3章 運 営

(会議の開催)

- 第9条 本会議は、定例会議及び臨時会議の2種類とする。
  - (1) 定例会議は、毎月第 曜日に開催する。
  - (2) 臨時会議は、議長が必要と認めたとき招集する。

(協議事項)

- 第10条 本会議では次の事項を協議する。
  - (1) 作業所における安全衛生に関する諸規則・指示・要望事項等の周知徹底
  - (2) 安全衛生管理計画・防火管理計画・警備計画・公衆災害防止計画等の説明と協議調整

- (3) 作業間の連絡及び調整に関する事項
  - イ 作業工程の周知
- ロ クレーン等の運転についての合図の統一及び周知徹底
- ハ 安全衛生標識・作業区域の明示及び警報の統一及び周知徹底
- 二 危険有害物の集積箇所の統一
- (4) 安全衛生対策実施状況の点検パトロール及び改善指導に関する事項
- (5) 安全衛生教育・講演会などの実施に関する事項
- (6) 人身事故及び設備に係る重大事故発生時の原因調査並びにその再発防止対策の樹立
- (7) 行政官庁からの文書による命令、指示、勧告又は指導を受けた事項のうちの関係事項
- (8) 安全衛生に関する諸行事に関する事項
- (9) その他、協議会の目的達成に必要な事項

## (職務)

- 第11条 会長は協議会を代表し、会議の運営に当たる。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。
  - 3 会員は協議会に参加するとともに、会議で協議された事項について特定元方事業者とともに 各自の関係労働者に周知させる。

### 第4章 事務

(事務処理)

第12条 協議会の事項は、作業所が事務局として事務処理を担当する。

(議事録)

第13条 会議は議事録を作成し、作業所がこれを3年間保存する。

#### 附 則

- 1 この規程は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この規程は、必要に応じて改定する。